

第9章

国家間における紛争解決 ビジネス環境整備

＜国家間における紛争解決＞

（１）ルールの背景

一般的に、地域貿易協定（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）等）や国際投資協定（IIA：International Investment Agreement）等には、協定の解釈及び適用に関する国家間の争いを解決するための規定が設けられている。このような規定は、実際の紛争に解決の手段を与えるだけでなく、締約国による協定の履行を促すことをもって協定の実効性を担保することに加えて、紛争解決の過程を通して協定の解釈を明確にするといった重要な役割を担っており、我が国が締結したすべてのEPA/FTA及びIIAには、何らかの国家間紛争の解決に関する条項が置かれている。このEPA/FTA及びIIAにおける「国家対国家」の紛争解決手続は、「投資家対国家」の紛争と比較するとその利用頻度は高くないが、国家間の紛争を解決する有効なツールと考えられている。多くの協定の紛争解決条項においては、WTOにおける紛争解決手続と同様、国家間で争いが生じた場合、①当該紛争案件について当事国が協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は、協定の定める紛争解決手続に当該問題を付託して判断を求め、③紛争解決機関は問題を審理して拘束力のある決定（判決）、勧告又は裁定を下し、④被申立国は当該決定に従い協定違反とされた措置の是正又は賠償を行う、又は勧告を前提に協議を再開するとの仕組みが採用されている。一方で、このような紛争解決条項の個別具体的な規定ぶりは、締約国間におけ

る様々な政治的・経済的な背景を反映し、多種多様であり、それら条項の個別的規定及び全般的傾向を正確に把握することは、我が国の貿易投資政策の観点のみならず、多角的な海外展開を活発に行う我が国企業にとっても重要である。そのため、以下では、主に米国、EU等主要な市場経済国及び新興国が締結しているEPA/FTA及びIIAの紛争解決条項を分析するとともに、我が国が締結している協定と比較する（分析を行った協定の一覧については後掲図表Ⅲ-8-1を参照）。

（２）法的規律の概要

①国家間紛争解決に関する手続の形態とその類型

国家間の紛争解決手続に関する条項を、EPA/FTAとIIAというカテゴリーに即して比較した場合、全体的な傾向としては、EPA/FTAが手続を比較的詳細に規定しているのに対し、IIAにはかなり簡略な規定しか置かれておらず、個別事項の規定ぶりを見ても、EPA/FTAには規定されているがIIAには規定がない項目が少なくない。しかしながら、紛争解決手続の中核的な規定である、締約国が単独で当該紛争について紛争解決手続を用いて拘束力のある決定を求める権利は、多くの協定において規定されており、この点が数あるEPA/FTA及びIIAの間での重要な共通項となっている。一方、紛争解決手続の利用のあり方については、当該紛争解決手続の性格や利用可能な手続の仕組みによっていくつかの類型に分類することが可能である。以下ではEPA/FTA及びIIAのそれぞれについて分類を試み

る。

(a) EPA/FTA

EPA/FTA において紛争解決機関が拘束力のある判断を行う手続については、大別して 3 つの類型がある。第一の類型は、NAFTA（北米自由貿易協定）に代表されるように、案件ごとに設置されるパネル（案件ごとに選任される仲裁人によって構成される）の判断を求める権利が各締約国に認められている「仲裁型」の手続である。我が国が締結している EPA/FTA はすべてこの形式を採用している。他国における EPA/FTA で典型的な例としては以下のものが挙げられる（括弧内の条項は該当する規定）。

- NAFTA（米国、カナダ、メキシコ）（2004 条、2008 条）
- 韓国－シンガポール（20 章 20.6 条）
- 豪州－シンガポール（16 章 4 条）
- タイ－ニュージーランド（17 章 17.4 条）
- CARIFORM-EU（206 条）

これに対して、第二の類型は、締約国政府の代表者から構成される機関（Council, Commission 等）に問題を付託し、当該機関が問題を検討して決定又は勧告をする「理事会型」の手続である。典型的な EPA/FTA としては以下のものが挙げられる。

- バンコク協定（バングラデシュ、インド、韓国、ラオス、スリランカ、中国）（16 条）
- SAARC（南アジア地域協力連合：インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン）（20 条）

第三の類型は、第一・第二両類型の中間的な存在である。具体的には、第二の類型のように加盟国政府の代表者から構成される機関をまず前置し、そこで解決されない紛争について、第一の類型と同様に、仲裁手続等の司法的な紛争解決手続を設けるとする、いわば「ハイブリッド型」の手続である。典型的な EPA/FTA としては以下のものが挙げられる。

- US－ヨルダン（17 条 1 項 (b) 及び (c)）
- EC－モロッコ（86 条 2 項及び 2 項）
- コトヌー協定（EU 及び ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国）（98 条 1 項及び 2 項）
- EFTA（ヨーロッパ自由貿易連合：ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド、スイス）（47 条及び 48 条）
- EEA（欧州経済領域：EU 及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）（111 条 1 項）
- CACM（中米共同体市場：エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）（26 条）
- Andean Community（アンデス共同体：ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）（47 条及び Treaty establishing the Court of Justice 24 条）
- ASEAN（東南アジア諸国連合：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）（8 条。司法的手続については ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism）に規定¹⁾）

上に挙げた事例の多くは、締約国政府の代表者から構成される機関において問題を解決できない場合に、アドホックに設置される仲裁廷に問題を付託できるとする。これに対して、Andean Community 及び EEA（文言上は、EEC 条約等と実質的に同一の規定が問題となる場合に限定されている）は、かかる機関において問題を解決できない場合は、域内に設置された常設裁判所に提訴できるとしている。なお、Andean Community

¹⁾ 上記 Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area の 8 条においては理事会型が採用されているが、当該協定に関して生じた紛争に対しても上記 ASEAN Protocol が適用されているところ（ASEAN Protocol 1 条 1 項、

同 Appendix I の 15）、この ASEAN Protocol においては仲裁型が採用されている。元の理事会型手続が廃止されたことを明確に示す資料は見当たらないため、両者が併存するとの理解の下、あえて ASEAN をハイブリッド型に分類した。

では協定上の紛争事項を解決する常設裁判所、EEA では欧州司法裁判所 (the Court of Justice of the European Communities) を指定 (但し、EFTA 諸国に関する紛争は EFTA 裁判所に付託) している。このように、EPA/FTA の紛争解決条項は、紛争解決機関を、アドホックに選択される仲裁人で構成される、より司法化された組織とするもの (仲裁型)、締約国の代表者から構成される政治色の強い組織とするもの (理事会型) 及び政治的機関において解決できなかった場合にのみ仲裁人による仲裁に移行することを認めるもの (ハイブリッド型) の三類型に大別できるが、全体的な動向としては、多くの EPA/FTA は「ハイブリッド型」を採用する傾向にある。例えば、米国において、典型的な仲裁型である NAFTA はむしろ例外であり、これ以外の協定はすべてハイブリッド型を採用している。また、EU の締結した協定においても、1980 年代までは理事会型が中心であったが、1990 年代以降に締結された協定の大多数はハイブリッド型を採用している。日本のすべての EPA において、必ず consultation が前置されている。このように司法化された紛争解決手続を指向する特徴は、我が国と同じく 2000 年前後から EPA/FTA 締結に向けた取組を強化しているシンガポール、韓国にも見ることができる。

(b) IIA

一般的に、IIA にも国家間の紛争解決手続が規定されている。手続の類型としては、仲裁型 (協議及び仲裁手続) が規定されているケースが大半である。

②個別的手続の特徴

前述のとおり、国家間の協定において、国家間の紛争を解決するための手続としては、①当事国間協議、②仲裁手続への紛争付託、③仲裁裁判所による拘束的決定、④被申立国による措置是正又は賠償、という国際仲裁裁判の手続が採用されているが (WTO 紛争解決手続との類似性は協定ごとに異なる)、個々の手続の規定ぶりは協定により様々である。以下では、WTO 紛争解決手続においても手続の実効性・機能性を担保する上で特に重要な要素である下記の個別手続について、各国協定の特徴とその類型を分析するとともに、我が国が締結している協定との比較を行う。

<分析を行った個別協定の各側面>

- (a) 紛争解決手続に付託できる案件
- (b) 協議前置義務の有無
- (c) 紛争解決手続に適用されるルール
- (d) 時間的制限
- (e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後
- (f) パネリスト・仲裁人の選定方法
- (g) 紛争解決機関 (パネル又は締約国の代表者から成る機関) が決定を行う際の方法
- (h) 上訴手続
- (i) 仲裁判断の履行担保手続
- (j) 対抗措置

1. 紛争解決手続に付託できる案件

(1) EPA/FTA

EPA/FTA における紛争解決機関に付託できる案件については、以下のとおり大別できる。

- ①「当該協定の解釈及び適用に関する案件」とのみ規定するもの (CACM (26 条)、コトヌー協定 (98 条 1 項)、ASEAN (8 条 2 項) 等)
- ②協定の解釈・適用に加えて、当該協定に違反しない措置についても、当事国の協定上の利益が無効化されているとして、当該措置に関する案件を付託すること (いわゆる非違反申立て) を認めるもの (CARICOM (187 条)、NAFTA (2004 条、ただし分野に制限あり)、「韓国ーシンガポール」(20 章 20.2 条 1 項、ただし分野に制限あり) 等)

我が国が締結している EPA (日スイス、日チリ、日豪、CPTPP を除く) は、仲裁裁判所の設置要請について、被申立国が協定に基づく義務の履行を怠った結果又は義務に反する措置をとった結果、申立国の協定に基づく利益が無効化・侵害されたことを条件としていることから (つまり、非違反措置については申立てができない)、上記①の類型に該当する。上記のとおり付託事項の射程を定める一方、締約国にとってセンシティブな分野又は司法的解決がなじまない分野を留保するため、特定の問題については紛争解決手続を適用しないとの規定を置く協定も多い。日本が締結している EPA においても、一部の規定について、紛争解決手続に関する規定を適用しないものと規定している。

このほか、締約国の事情から、特定の分野について特別の紛争解決手続規定を置いている協定がある。例えば、NAFTA はアンチ・ダンピング及び相殺関税に関する問題について、別途パネル手続を規定している (19 章)。

(2) IIA

IIA においては EPA/FTA と異なり、非違反申立てを認める規定は存在しない。また、少数の例外を除き、多くの協定は申立ての対象分野を特に限定していない。なお、一部の協定では、既に投資家と国家との間の紛争として国際仲裁機関に係属し、その時点で係争中の紛争については、国家間の紛争として国際仲裁裁判所に提訴することはできない旨規定している（チリートルコ 12 条 10 項、南アフリカートルコ 8 条 8 項等）。

2. 協議前置義務の有無

大多数の EPA/FTA が、拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事国間で協議の場を持つことを義務づけており、我が国の締結している協定も、同様の規定を置いている。また、IIA においても、すべての協定が、仲裁手続を開始する前に協議その他の友好的な方法による紛争解決を試みることを義務づけている。

3. 紛争解決手続に適用されるルール

(1) EPA/FTA

パネル・仲裁廷などにおいて紛争を処理するためには、準拠すべき手続ルールが必要である。手続ルールの定め方については、以下の 2 つに大別できる。

- ①既存の機関の定立した手続ルールを利用することとしているもの（EFTA（附属書 T の 1 条 6 項）及びコトヌー協定（98 条 2 項（c））は、当事国が別段の合意をしない限り PCA（Permanent Court of Arbitration：常設仲裁裁判所）のルールを採用）
- ②独自の手続ルールを定めることを前提としたもの
 大多数の協定は②に類似する方式を採用している。さらに、②については、すべての案件に適用されるルールを規定する協定（NAFTA（2012 条 1 項）、FTAA（23 章 16 条 1 項）、US－ヨルダン（17 条 3 項）、韓国－シンガポール（20.9 条 1 項）等）と、各パネル又は仲裁廷が、当該案件ごとに手続ルールを定めると規定する協定（CARICOM の仲裁手続（200 条 1 項）、豪州－シンガポール（16 章 6 条 4 項）、タイ－ニュージーランド（17.7 条 11 項）等）に分かれる。そのほかには、極めて例外的であるが、抽象的に国際法によるとのみ規定するものもある（CARICOM の Caribbean Court of Justice における手続（217 条 1 項））。

我が国についても②の方式を採用しており、手続規則に関する条項を有する EPA（日メキシコ、日チリ、

日フィリピン、日豪、CPTPP、日 EUEPA）では、当該 EPA/FTA に基づき設置された合同委員会が、仲裁手続全般に適用される手続規則を定めるものと規定している（日メキシコ 159 条、日チリ 187 条、日フィリピン 159 条、日豪 19.16 条、CPTPP28.13 条、日 EUEPA21.30 条）。また、その他の協定は協定内に仲裁手続を規定しているほか、例えば、日 ASEAN 及び日ベトナムでは、紛争当事国は、仲裁裁判所（仲裁廷のこと）と協議の上、協定中の手続規定と反しない追加的な規則及び手続を採択することにつき合意することができると規定している。

(2) IIA

IIA においても、既存の手続ルールを利用するとしての協定は少なく（但し、米国を締約国とする協定の一部に、仲裁手続は UNCITRAL ルールによるとの規定がある）、各パネル又は仲裁廷が、当該手続限りのものとして手続ルールを定めるとしている協定が大多数を占める。

4. 時間的制限

(1) EPA/FTA

紛争解決機関に拘束力のある判断を求める権利が締約国にあると規定されていても、最終判断を得られるまでの時間が長かったり、相手国によって恣意的に手続が長引いたりするようでは実効的な紛争解決は望めない。我が国が締結している EPA を含め、分析の対象とした協定の多くにおいて、紛争解決手続の各段階についてそれぞれ期限が定められていたが、一部に手続の進行に関する時間的制限を明確に規定していない協定（CACM、CARICOM、EC－エストニア、EC－モロッコ等）も散見された。

(2) IIA

対照的に、IIA においては、最終的な仲裁判断がなされるべき期限を規定しているものは非常に少なく、分析を行った IIA のうちでは、US－チェコ、カナダ－エルサルバドル、南アフリカートルコの 3 協定のみであった。

5. 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後

(1) EPA/FTA

個々の EPA/FTA と WTO 協定に実質上同一または類似する権利義務を定める規定があるために、WTO 協定上

の紛争解決手続と EPA/FTA あるいは IIA 上の紛争解決手続との双方を利用し得る状況が生じる場合がある（カナダ産軟材への AD・CVD 措置を巡る米加紛争が代表的な例）。EPA/FTA の一部は、こうしたケースにおける他の協定上の紛争解決手続との関係について規定を置いており、その内容は以下のとおり 3 つに大別できる。

- ①FTA 上の紛争解決手続が優先する場合がありますとするもの
- ②WTO 協定（又は GATT）上の紛争解決手続が優先するものとするもの
- ③申立国が自ら WTO 協定（又は GATT）上の紛争解決手続と FTA 上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることとしているもの

①の例としては NAFTA がある。同協定は、NAFTA 及び GATT の同一規定から生じる紛争について NAFTA 締約国が他の NAFTA 締約国を WTO 紛争解決手続に訴えようとする場合には、事前に NAFTA 締約国であって被申立国に予定されていない国に通報し、当該国がそれについて NAFTA 紛争解決手続に訴える意思のある場合には、WTO 又は NAFTA のいずれで処理するかについてこれらの国の間で協議し、協議が整わない場合には NAFTA 紛争解決手続で原則として処理することを規定する（2005 条 2 項）他、NAFTA 上の「環境及び省資源協定関連」規定や「衛生及び植物衛生措置」及び「規格関連措置」に関連する規定が適用される紛争については、被申立国の意思次第では WTO 紛争解決手続ではなく NAFTA 上の紛争解決手続が利用される旨規定している（2005 条 3 項、4 項）。②の事例として、EC—チリは、紛争案件が WTO 協定の対象にもなりうる場合には、当該案件は WTO の紛争解決手続に付託されるとの包括的な WTO 優先手続を規定している（189 条 4 項（c））。また、US—ヨルダン、サービス貿易及び知的財産権に関する紛争については、WTO 協定上の紛争解決手続の対象となり得ない範囲においてのみ当該 FTA 上のパネル手続に付託できると規定している（17 条 4 項（a）及び（b））。また、③の事例としては、FTAA（23 章 8 条 1 項）及び「韓国—シンガポール」（20.3 条 1 項）があり、これらの協定の場合は、いずれの手続をも自由に選択できると解される。なお、いずれも選択できるとしている場合に、一方を選択した場合には他の手続を利用することはできないとされていることが多い（例えば、韓国—シンガポール（20.3 条 2 項））。日本が締結している EPA は上記③のタイ

プに該当し、他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する各締約国の権利に何ら制限は加えられていないが、EPA 上の紛争解決手続及び他の国際協定上の紛争解決手続の双方を使える紛争について、いずれかを選択した場合には、当該紛争に関しては他の手続を利用することはできない旨が明文で規定されている（ただし、我が国が締結した EPA には、当事国が合意する場合は先行手続優先の原則を適用しない旨が規定されているものもある（日シンガポール 139 条 4 項、日フィリピン 149 条 4 項、日タイ 159 条 4 項））。

（2） IIA

当該 IIA 上の紛争解決手続と他の国際協定上の紛争解決手続との関係について規定しているものは見あたらない。

6. パネリスト・仲裁人の選定方法

（1） EPA/FTA

仲裁手続が規定されている場合、パネリスト・仲裁人の選定方法が問題となる。まずロスター（roster：候補者名簿）が作成され維持されている場合とそうでない場合がある。ロスターを作成すると規定している協定は、CARICOM（205 条 1 項）及び MERCOSUR である。NAFTA も、AD 及び CVD に関するレビューパネルのパネリスト候補者（附属書 1901.2 及び 1905 条 4 項）及び通常の紛争解決手続のパネリスト候補者（2009 条）について、それぞれロスターの作成及び維持を規定している。我が国の EPA/FTA ではロスターを作成するとの規定は置かれていなかったが、CPTPP では、議長のロスターの作成及び維持は義務的であるが、それ以外の仲裁人のリストの作成については任意とされている（28・11 条）。

日 EUEPA では、議長を含む全ての仲裁人について、ロスターを作成し、協定発効後に合同委員会での事前合意を必要とする規定となっている（21・9 条）。

次に、パネリスト・仲裁人の具体的な選定方法についてもいくつかのパターンがある。いずれの協定においても、3 人から成るパネルの場合には各当事国が 1 人ずつ、5 人から成るパネルの場合には各当事国が 2 人ずつ選任するものと規定されていることが多いが、最後に選任されるパネリストの選任方法は以下のとおり分かれる。

- ①既に選任されたパネリストらの合意により選任されると規定しているもの（US—ヨルダン（17 条 1 項

(c)) 等)

②両当事国の合意により選任されると規定するもの (NAFTA (2011 条 1 項 (b) 及び同条 2 項 (b)) 等。最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出 (2011 条 1 項 (d) 及び同条 2 項 (d)))

③既に選任されたパネリストらの合意により選任されるが、彼らが合意に至らなかった場合は最後のパネリストの選任を外部機関 (例えば、タイーニュージーランドでは ICJ 所長 (17.5 条 1 項及び同条 3 項)、コトヌー協定では PCA (常設仲裁裁判所) 所長 (98 条 2 項 (b)) に委任するとしているもの

砂糖の市場アクセスを巡る米墨間の NAFTA 紛争において、米国によるパネリスト選出の遅滞により、申立てから 6 年以上経過してもパネル審理が行われていない事例があるなど、当事国間合意に重きを置く手続には実施面で問題が生じる可能性がある。我が国の EPA は、3 人の仲裁人のうち 2 人がそれぞれ 1 人ずつ各締約国により選任された後、議長となる 3 人目の仲裁人を選任するにあたり、各締約国が候補者を一定人数ずつ挙げて調整を図る、との点で上記②に該当しているものの、両国が期限までに合意に達しなかった場合の最終的な第三仲裁人選定方法については、各協定で WTO 事務局長への選任依頼やくじ引きによる方法が規定されている。

(2) IIA

IIA においては、仲裁廷は 3 人の仲裁人から構成され、そのうち 2 人については両締約国が 1 人ずつ選任し、議長となる 3 人目の仲裁人の選任方法については、先に選任された 2 人の仲裁人の合意によると規定するものが一般的である。

7. 紛争解決機関 (パネル又は締約国の代表者から成る機関) が決定を行う際の方法

(1) EPA/FTA

パネル又は締約国の代表者から構成される機関が仲裁判断を決定する際の決定方法の類型は以下のとおりである。

①全員一致を原則とするが意見の一致を見ない場合には過半数の賛成により決定とするもの (韓国ーシンガポール (附属書 20A の 20 項)、豪州ーシンガポール (16 章 6 条 3 項)、タイーニュージーランド (17.6 条 3 項))

②最初から過半数の賛成により決定できるとする協定 (通常の多数決) (EFTA (附属書 T の 1 条 7 項)、CARICOM の仲裁手続 (207 条 7 項)、欧州協定の仲裁手続 (114 条 4 項)、ECーモロッコ (86 条 4 項)) 我が国の EPA について見れば、日メキシコ (154 条 7 項)、TPP (28.9 条) を除き、全ての EPA において、仲裁廷の裁定は全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することもできると規定されている。

(2) IIA

仲裁廷が仲裁判断の採択その他の決定を行う方法については、特段の規定を置いていない協定も散見された。これは、前述のとおり分析を行った大多数の IIA において、手続については仲裁廷が当該案件にのみ適用されるルールをその都度定めるという規定になっていることが原因である。なお、規定があるものは、いずれも過半数の賛成により決定する (多数決) ものと定めている。

8. 上訴手続

(1) EPA/FTA

紛争の迅速な解決という観点からは、第一次的な審理を行う仲裁廷又は締約国の代表者から成る機関における手続で判断が確定する方が望ましい。一方で、より慎重に検討できるという観点からは必要に応じて上訴できる仕組みが必要となる。大多数の協定は上訴手続を規定していない。日本が締結しているいずれの EPA にも上訴手続に関する規定はなく、仲裁廷の裁定は「最終的」なものであるとされている。なお、上訴手続を明確に規定しているものとしては SAARC がある (20 条 9 項)。これに対し、当事国が上訴することはできないという点を明示的に規定している協定もある (韓国ーシンガポール (20.13 条 1 項))。

(2) IIA

IIA には、上訴 (appeal) を規定する協定はない。

(i) 仲裁判断の履行担保手続

前述のとおり、多くの EPA/FTA 及び IIA は、仲裁廷は拘束力のある決定をとし、また締約国の代表者から成る機関についても拘束力のある決定を行えるとするものがあり、その場合、問題とされた措置について何らかの是正・賠償を行うべしとの決定を受けた被

申立国は、その判断を誠実に履行する義務を負うこととなる。一般的に、EPA/FTA には被申立国による仲裁判断の内容の履行を確保するための規定が設けられている。一方、IIA の中でこうした履行を担保するための規定を置いているものは極めて少ない（カナダ—エルサルバドルは、履行がなされない場合、申立国は相手国から補償を受けるか、又は仲裁判断の対象となった利益と同等の利益の相手国への適用を停止することができる旨規定（13 条））。

（ii）履行期限

履行期限に関する規定の類型は以下のとおりである。

- ①最終判断が出されてから履行までの期間を規定しているもの
- ②最終判断が出されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるよう要請できると規定しているもの（韓国—シンガポール（20.13 条 2 項（b））、豪州—シンガポール（16 章 9 条 1 項））

我が国の EPA（CPTPP を除く）は上記②に該当する。具体的には、被申立国は申立国に対し仲裁廷の裁定から一定日以内に仲裁判断の内容の実施に要する期間を通知するものと規定しており、申立国が被申立国から通知された期間を不服とする場合には、協議を経た上で、または協議を経ずに、それぞれ各締約国は仲裁廷に対し期間の決定を要請できるとしている。

（iii）履行状況の監視

被申立国がパネル又は各締約国の代表者から構成される機関の最終判断に従った措置を履行しているか否か、また履行している場合の履行の状況について、その監視に関する規定を明確に設けている協定は少ない（紛争解決について規定した ASEAN Protocol は、被申立国は自らの履行状況について ASEAN Senior Economic Officials' Meeting に報告しなければならない旨規定（15 条 4 項））。我が国が締結している EPA（CPTPP を除く）のいずれも、履行監視に関する明確な規定を置いていない。

（iv）履行方法

履行方法については、WTO 協定の DSU19 条 1 項にお

いて見られるように、紛争解決機関にその提案を行う権限を付与しているかどうかは 1 つのポイントとなる。一般的には以下の 2 つに大別できる。

- ①履行方法（resolution）についてはもっぱら当事国の合意に委ねるもの
- ②パネルが履行方法につき勧告できるとする規定を有するもの（US—ヨルダン）は、当事国が求めた場合、パネルは、仲裁判断で認定した違反を是正する方法について勧告することができる旨規定（17 条 1 項（d））我が国においては、仲裁廷は被申立国による履行の方法に関する提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる規定する方式（上記②）を採用しているものもある一方、このような規定がないものもある。

9. 被申立国が仲裁判断等の内容を履行しない場合の対抗措置

被申立国が仲裁判断又は最終報告書において定められた措置を履行しない場合、あるいは仲裁判断又は最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合の対抗措置については、以下の 2 つに分類される。

- ①被申立国に対する利益の適用を停止するという対抗措置を執ることができるもの
- ②申立国は被申立国から補償的調整を受けられるとするもの（EFTA（附属書 T の 3 条 1 項（a））なお、同条項（b）は上記①をも規定しており、申立国は①及び②のいずれをも選択できる）

①については更に、申立国が一方的に対抗措置を実施できると規定するもの（NAFTA（2019 条 1 項）、韓国—シンガポール（20.14 条 2 項）及びタイ—ニュージーランド（17.11 条 1 項）等※被申立国は対抗措置の程度に関する仲裁申請可能）と、パネル又は締約国の代表者から構成される機関から対抗措置を執る権限を付与されるまでは対抗措置を実施できないとするもの（SAARC（20 条 11 項）、バンコク協定（16 条）、豪州—シンガポール（16 章 10 条 2 項））がある。我が国が締結済みの EPA については、上記①の方式を採用している。

（3）国家間紛争解決手続に関する課題

日本の発効済みの EPA は 17 協定、IIA は 29 協定と

なっている。これまでのところ、我が国に関連する EPA 及び IIA の国家間紛争解決条項に基づいて紛争が手続に付されたことはない。しかし我が国がより広範な国々と協定を結び、より多くのビジネス・セクターがその特惠の下、活発な事業活動を展開するようになれば、EPA 及び IIA の解釈・適用を巡る紛争が生じる可能性はそれだけ高まる。そのような事案が生じて初めて現実味を帯びる問題として、当該紛争案件をどのフォーラムで解決すべきか、具体的には、EPA 及び IIA の定める手続に拠るのか、あるいは WTO における手続を選ぶのか、との問題が出てくる可能性がある。

特に EPA においては、EPA と WTO の対象とする事象は、双方が貿易・経済活動の促進を目的とした協定であり、EPA が WTO の規定を借用している場合等、紛争がいずれの協定にも関係する場合があることから、この問題が生じる可能性が高い。このため、同一の事実に関する同一当事国間の案件が、EPA 及び IIA と WTO 双方のフォーラムに付託されることも可能性として否定できず、このような場合は法的に困難な問題が生じる可能性がある。このとき、既判力の原則や二重訴訟禁止の原則等は、すべて紛争の同一性（国際法上、2 以上の紛争が同一であるためには、それらの当事国、事実、請求原因が同一でなければならない）を前提としており、EPA 及び IIA の紛争と WTO の紛争では問題となっている協定が異なるので、これらの原則は適用できない。その結果、異なるフォーラムが実質的に同一の案件について相反する判断を下す事態が生じうる（例えば、アルゼンチン－鶏肉 AD 事件（DS241）においては、WTO のパネルは、アルゼンチンの措置は AD 協定に反すると判断したが、先行する MERCOSUR のアドホック法廷（Ad Hoc Tribunal）はブラジルの請求を斥けた。）が、それぞれの協定上の問題である以上、特別な場合以外は法的には問題にならないと考えられる。

もちろん、同一事実に関するものでないにしても、相互に密接な関連性を持った事案が、異なるフォーラムに付託された場合には、大きな文脈での二国間紛争の一斉解決の観点から問題になりうる場合があることは否定できない。例えば、米国－メキシコ間における甘味料紛争（DS308）では、メキシコは、メキシコ産砂糖に対する米国の市場アクセス義務違反を NAFTA パネルへ、米国は、米国産甘味料（及びそれを使った飲料）に対するメキシコの報復的な内国税賦課を WTO パネルへ付託したが、双方の紛争の関連性から、単一のフォーラムで解決されるべきであったとの指摘もある。

しかし、それぞれの協定上の紛争解決手続は、あくまでそれぞれの協定の解釈適用についてのものである以上、複数の条約に関係する「争い」がそれぞれの手続で別々に処理され、全体的な「争い」の解決までに時間がかかる場合が出てくるのは、国際法の多元的構造に由来していることであって不可避であり、我々が考えなければいけないのは、それらの複数の手続をどのように活用するかである。この問題に対しては、上記のとおり、個々の協定において他の協定上の紛争解決手続との優先劣後について調整規定を設けることが通常である。優先関係として、①FTA に基づく紛争解決手続を優先適用するもの、②WTO に基づく紛争解決手続を優先適用するもの、そして、③いずれかを紛争当事国が選択できるが、実質的に同一の問題について他の協定下で矛盾する結論が出ることを回避するため、ある一の手続を選択した場合にその他の手続の使用を禁止するもの、の 3 つに大別され、我が国が締結した FTA/EPA では、③の類型が用いられてきた。国家間紛争解決手続の競合については、今後とも注視していくことが重要である。

（４）日本の EPA における紛争解決手続き規定

(3)でも述べたとおり、日本が締結した発効済み EPA は、17 協定まで増えて来ており、直近では、CPTPP や日 EUEPA のような、経済規模の大きな協定も結ばれる中で、紛争解決章の規定内容も発展してきている（後掲図表Ⅲ－8-2 を参照）。具体的には、パネルの議長となる第 3 の仲裁人の任命方法について当事国が合意できなかった場合、古い協定では、当事国が推薦する候補者の中からくじ引きで選ぶ形となっていたが、これだと、一方の当事国に有利でありもう 1 方の当事国にとっては不利な候補者がくじで選出され得るものであった。これに対し、CPTPP や日 EUEPA では、紛争解決に至る前の段階から候補者名簿を作成したり、選ばれた 2 名のパネリストによる協議による選出する段階を経るなど、より、公平な手続きとなるように工夫されている。

また、パネルの裁定案の日数も古い協定では 90 日となっているものが多かったが、CPTPP や日 EUEPA では、120 日や 150 日という、最近の WTO の紛争解決手続きの実体に照らしても、より現実性の高い規定となっている。

このほか、実際に紛争解決手続きが開催された場合、単にパネリストを選ぶだけでなく、運営の事務のサポートも重要となるが、この点、日 EUEPA では、外部機関による運営事務のサポートを得ることも可能な規定となっており、経験豊富な仲裁機関のサポートを得る

ことが可能で、より現実的に紛争解決手続きを機能させることが可能となるような規定となっている。

＜図表Ⅲ - 9 - 1＞本章において分析を行った地域貿易協定（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）等）及び国際投資協定（IIA：International Investment Agreement）

2018 年版不公正貿易報告書 590 頁から 592 頁参照。

＜図表Ⅲ - 9 - 2＞CPTPP および日 EUEPA 紛争解決章における主要規定

	CPTPP	日EUEPA
外部機関による運営事務のサポート	×	○
裁定案の提示	パネルの最後の構成員の任命の日から150日以内	パネル設置の日の後120以内
当事国により第3の仲裁人・議長を任命できなかった場合	第1段階：パネルの第2の構成員が任命されるまでの期間、または、パネルの設置の要請の到達日から35日以内のうち、長い期間内に選出できない場合には、既に任命された二人のパネルの構成員が合意により議長の登録簿から議長を任命する。 第2段階：パネルの設置の要請の到達日から43日以内に、既に任命された二人のパネルの構成員が議長の任命に合意できない場合、二人のパネルの構成員は、紛争当事国の同意を得て議長を任命する。 第3段階：パネルの設置の要請の到達日から55日以内に、議長を任命できない場合、パネルの設置の要請の到達日から60日以内に当事国がパネルの議長の登録簿から無作為抽出により議長を選出する。	一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。
第3の仲裁人・議長名簿	○	○

＜ビジネス環境整備＞

（１）ルールの背景

我が国企業の海外進出の進展等、企業の国際的活動の深化に伴い、進出先における現地法人を始めとする日本企業が抱える国際ビジネス展開上の様々な問題点（諸外国における産業インフラの整備、行政上の手続・決定並びに司法上の決定における透明性の向上、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等）も多様化している。こうした中、企業の抱える相手国政府のビジネス環境に関する課題について、適切に相手国政府関係者に改善を求めていくことが重要である。こうしたビジネス環境の整備に関する課題について包括的に話し合う場合は、従来特定の協議体が設定されているケースは少なく、課題ごとに企業又は業界団体等が個別に相手国政府と協議するか、又は政府間での様々な協議の場において取り上げるといった対応が取られていた。政府間では、従来から二国間で定期的・非定期的に開催される各種の経済関係協議（規制改革対話、両国関係省庁間の定期協議等）や、また随時機会を捉えて協議を行っていたが、特に既存のフォーラムが十分に整備されていない国との間においては、二国間の貿易・投資環境を中心とした相手国におけるビジネス環境を向上させるために政府関係者等と緊密な協議を行う場の設置が望まれていた。また個別の紛争を解決するために常時利用可能な場としては、WTO その他において法的に解決する手続が発展してきたが、協定整合性が問題でない案件を対象とできないという限界があった。たとえば、日本国政府を通じて相手国政府の政府措置の是正を求める手続として、WTO の紛争解決手続、経済連携協定（EPA）の紛争解決手続があり、また政府の行為によって被った損害の賠償を企業が求める場合には、当該国の国内裁判所のほか、投資協定の仲裁手続が利用可能であるが、協定上の手続については協定整合性を問題とする場合にのみ利用可能である。

このような考慮から、両国政府・企業が共に参加し、相手国の貿易・投資関連制度やその実施状況を集中して議論できる機会を設けるため、我が国のほとんどの

EPA においては、「ビジネス環境の整備」章を設置し、相手国のビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場である「ビジネス環境の整備に関する委員会²」の設置等について規定している。

本委員会は双方の官民から参加可能であり、本委員会を通じて、我が国企業にとっては、各社が抱える問題、1 社では提起しにくい問題、業界全体もしくは進出企業全体の問題などを含めて、とりまとめて各国政府が提起することが可能である。

日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日スイス EPA、日インド EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA の枠組みでは、すでに委員会の開催実績があり、双方の政府から相手国政府に対して要望を提起している（但し、日タイ EPA の下の枠組みでは日本側のタイ政府に対する要望のみ提起し議論）。委員会において取り上げることのできる事項は、貿易・投資・現地法人の活動等に関する幅広い要望をカバーしており、我が国から相手国に行った要望は、不公正貿易措置の疑いのある措置に対する改善要望の他、電力品質の向上、ガス供給不足の改善といった先方のインフラ整備環境向上の要望、通関・税務手続の改善、模倣品対策、ビザ・ワークパーミットや基準認証分野の手続迅速化の要請等多岐に渡る。企業が投資協定に基づいて仲裁に付託することは、国際投資仲裁に伴うコストやリスク（費用、時間、相手国との関係）を考慮すると困難なことが多いという現状を踏まえば、ビジネス環境整備の場において、投資協定との整合性を問題提起することにより、投資協定に基づく救済が事実上得られることは重要である。委員会では双方合意の下に議事録が作成されるとともに、相手国に要求された内容については、次回会合において対応の進捗についてフォローアップすることを約束させて確認を行うこととなっている。

（２）制度の概要

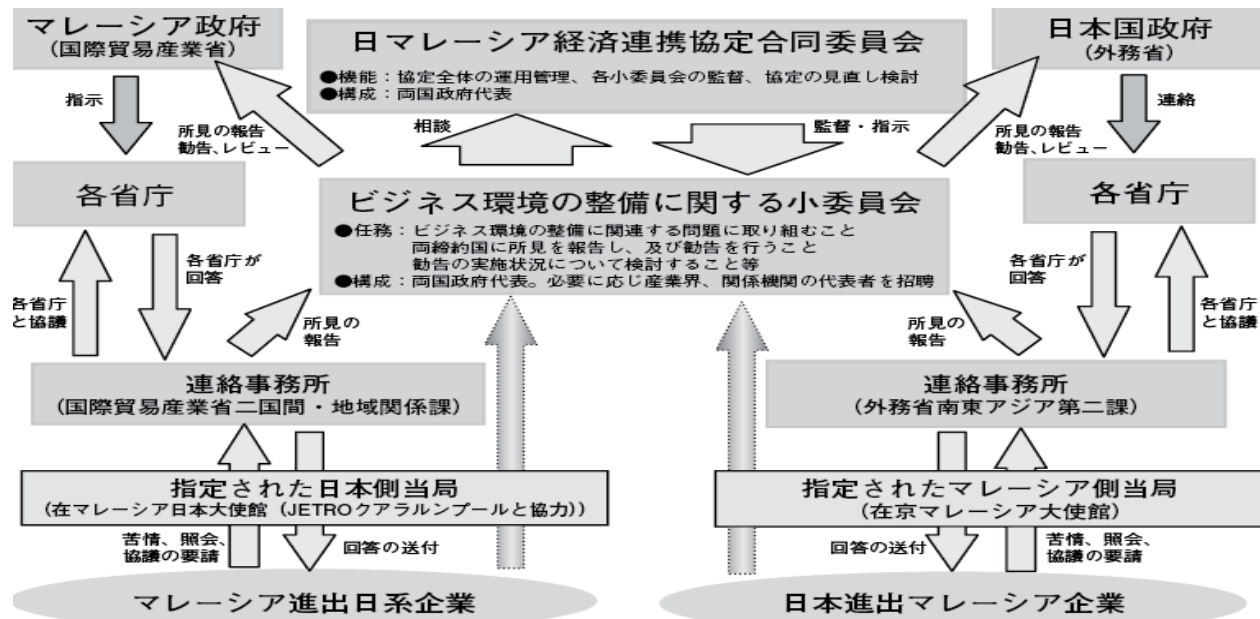
我が国が締結済みのほとんどの EPA は、ビジネス環境の整備章において、ビジネス環境の整備に関する課

² 日メキシコ EPA では「ビジネス環境整備委員会」、日スイス EPA では「経済関係の緊密化に関する小委員会」、日ペルー EPA では「ビジネス環境の整備に関する小委員会」、日豪 EPA では「経済関係の緊密化に関する小委員会」等、規定される EPA ごとに呼称が異なる。本報告書では総称として、「ビジネス環境の整備に関する委員会」と表記する。

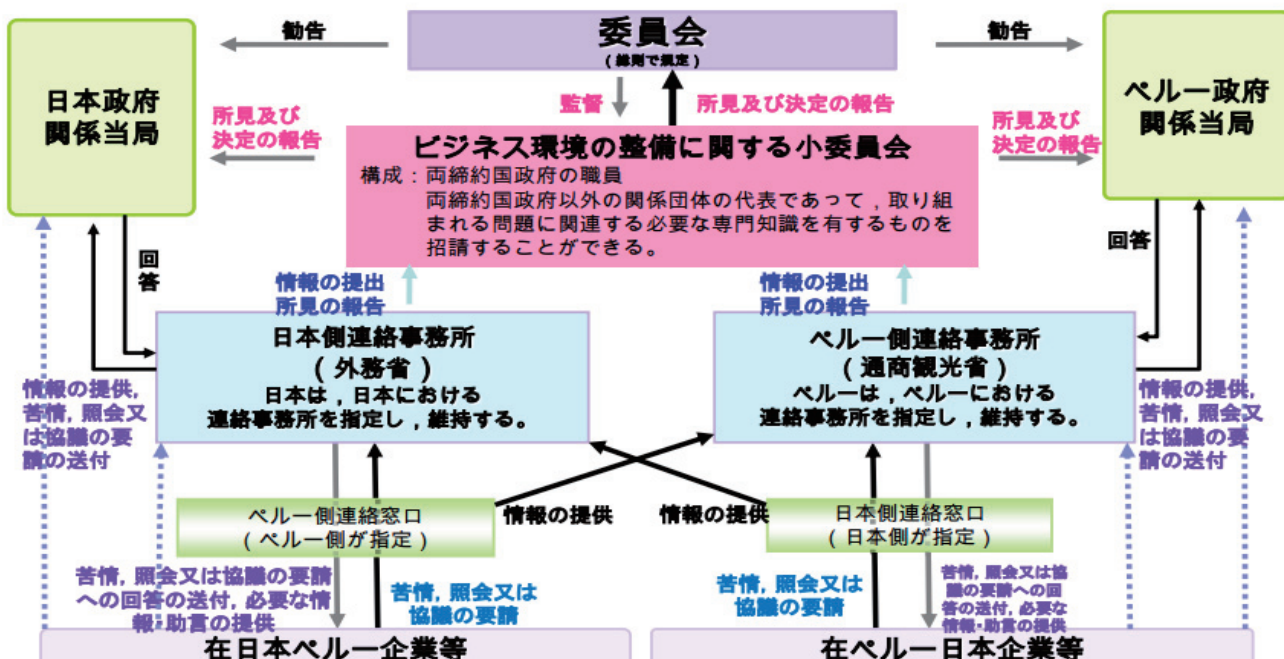
題に協力して取り組むために締約国政府間でビジネス環境の整備に関連する幅広い事項を議論できる協議メカニズムである「ビジネス環境の整備に関する委員会」を設置することを規定している。本委員会の機能は、詳細な規定よりは各 EPA にもよるが、概ね以下の通りである。1) ビジネス環境の向上に関連する議論を行う、2) 各国に対し委員会の所見を報告し、勧告を行う、3) 適切な場合には、勧告に対する各国における実施のレビューを行う、4) 適切な場合には、勧告を公開する、5) 勧告、並びにビジネス環境整備規定の実施および運用に関するその他の所見を協定の下で合同委員会へ報告する。本委員会の参加者は、両国政府代表者から構成されるが、合意により業界団体等の代表者も招聘することを可能としており、協議事項に携わる企業関係者が相手国政府関係者と直接議論を行う機会ともなることが大きな特徴である。また、本委員会は随時各国の要請に応じて調整し合意の上開催される。また、本枠組みの下でそれぞれの政府内に連絡事務所（リエゾン・オフィスないしコンタクトポイント）を設置することとなっており、ビジネス環境の整備に関する委員会開催時以外であっても、企業は、相手国政府の法

令、規則等に関して照会、要望等を申し入れることができることとなっている。協定は、連絡事務所の役割を、企業から照会、要望等を受領し、これを政府関係部局に伝達し、回答を取り付け、要望等を行った相手に回答を伝達することと規定している。このように、本枠組みでは、相手国政府に照会窓口が存在し、窓口が要望等を政府内の適切な担当部局へ伝達してくれること、連絡事務所を通じて担当部局から回答を得られることが特徴である。また、連絡事務所は所見を委員会へ報告することとなっている他、自国政府の関係部局と情報交換を行っている。各国政府はこれらの所見も元にして委員会で取り上げる課題を選定していくことが想定されている。日マレーシア EPA、日ベトナム EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA においては、これに加え、企業等が連絡事務所へ円滑に連絡を取ることができるよう、企業からの要請等を受けて各国連絡事務所に伝達する連絡円滑化機関を指定することができることとなっている。これらビジネス環境整備章で規定されているビジネス環境の整備に関する枠組みの概要は、以下の図のようになる。

<図表 III-9-3> ビジネス環境の整備に関する枠組み（日マレーシア EPA の例）



<図表 III-9-4> ビジネス環境の整備に関する枠組み（日ペルーEPA の例）



（３）発効済 EPA のビジネス環境の整備に関する委員会の規定ぶり と 開催実績

日本が 14 カ国 3 地域との間で発効している 17 の EPA/FTA のうち、日シンガポール EPA、AJCEP 及び日 EU・EPA を除く³14 の二国間 EPA/FTA において、ビジネス環境の整備に関する委員会が設置されている。以下、各発効済み EPA/FTA のビジネス環境の整備に関する委員会の設置に係る規定及び開催実績を概説する。

①日メキシコ EPA、②日マレーシア EPA、③日チリ EPA、④日タイ EPA、⑤日インドネシア EPA、⑥日ブルネイ EPA、⑦日フィリピン EPA、⑧日スイス EPA、⑨日ベトナム EPA、⑩日インド EPA、⑪日ペルーEPA、⑫日豪 EPA、⑬日モンゴル EPA に係る規定ぶり及び過去の開催実績は、2017 年版不正貿易報告書 814 頁～817 頁参照。

なお、2018 年 3 月～2019 年 2 月の期間については、日メキシコ EPA や日タイ EPA 等の委員会の会合が開催され、ビジネス環境の向上に関する要望等が議論された。

⑭CPTPP

第 22 章「競争力及びビジネスの円滑化」章におい

て、各締約国の政府の代表者から成る競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会（「競争力・ビジネス円滑化小委員会」）の設置、当該小委員会によるサプライチェーンの発展及び強化を促進するような協定の実施方法の探求等を規定している。また、本章は紛争解決章の適用除外としている。

（４）ビジネス環境の整備に関する事項が取り上げられるその他会合

経済連携協定や投資協定等で規定する会合以外にも、ビジネス環境の整備に関する事項が取り上げられる会合が多数存在する。

例えばブラジルと日本との間では、協定に基づかない「日伯貿易投資促進合同委員会」を 2009 年より 6 回開催し、双方の貿易・ビジネス環境の改善について議論を行い、商用査証有効期限延長、技術移転契約の期間延長等の成果を挙げている。2013 年には、産業協力をテーマに加え、「第 1 回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会」を開催。2019 年には、「第 7 回日伯貿

³ 日 EU・EPA においては、ビジネス環境の整備に関する委員会の設置を定めた規定はないが、第 18 章において、日 EU 間の規制にかかる協力を強化し及び促進する、規制協力に関する専門委員会の設置を規定し、利害関係者に対して参加を招請することができる。

易投資促進・産業協力合同委員会」が開催された。また、日越共同イニシアティブでは、日越経済連携協定ビジネス環境整備章と連携し、ベトナムの投資環境上の問題について行動計画を作成し、進捗をフォローする取組を行っている。直近では、2019年12月、第7フェーズ最終評価会合を開催、55項目の行動計画のうち85%の進捗を確認、労働関係法令の問題解決に向けた定期会合が要望通り実施されるなど、成果が見られた。インドネシアと日本の間では、2017年よりルフット海洋・投資担当調整大臣とJJC（ジャカルタ・ジャパン・クラブ）との間でビジネス課題に関して意見交換する「日インドネシア官民対話」が開催されており、各種課題の解決に向けた取組が行われている。ミャンマーと日本の間でも、2013年から日ミャンマー共同イニシアティブを開催し、輸出入、自動車輸送、税務、金融・保険、労務政策など多岐に亘り議論を行っている。

企業が輸出先・進出先国の政府措置その他における問題に直面した場合、現地政府に対して直接に要望・申入れを伝えるほか、日本政府を通じて要望・申入れを伝えることもしばしば行われている。経済連携協定等が規定するビジネス環境整備に関する政府間会合のほか、定期又は不定期に行われる政府間会合は、そうした問題が政府に取り上げられる機会を提供している。

